

地方独立行政法人桑名市総合医療センターの規程の適用に伴う特別措置に関する規程

平成24年4月1日

平成24年4月1日における医療法人山本総合病院との統合に当たり、継続して調整が必要な事項を含む地方独立行政法人桑名市総合医療センターの規程の適用については、調整が終わるまでの間、当該規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。